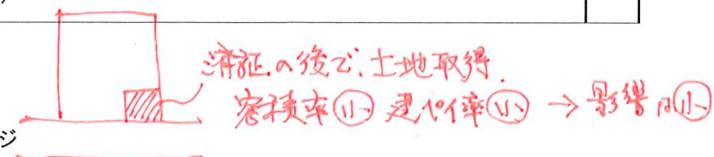


08.「申請手続」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
03032	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	都市計画区域内における「木造、高さ8m、地上2階建ての飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が300m ² のものにおける、屋根の過半の模様替」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の修繕の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文にある「飲食店」は、「別表1(い)欄用途」に該当する特建であり、延べ面積200m ² を越えるため、「法6条」の「一号」条件に該当する。また、屋根は主要構造部(法2条第五号)であり、その過半の修繕は大規模の修繕(法2条第十四号)である。ゆえに、問題文の場合には、申請義務が生じる。 <i>(法6条) 各々の構成 [一號～三號] 建築 + 大規模修繕、模様替 [四號] 工事費</i> <i>既存と同じ材料 既存上塗り</i> <i>(十五号 大規模修繕 既存上塗り)</i>	○
16021	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	都市計画区域内における、延べ面積300m ² 、木造、地上2階建の助産所の屋根の過半を修繕する場合、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の修繕の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文にある「助産所」は、「別表1(い)欄用途」に該当しないため、「類似特建(令115条の3)」をチェックする。その一号の「(二)項用途に類するもの」の中に「児童福祉施設等」とあり、「児童福祉施設等については、「令19条1項」に規定されている。「助産所」はその中に含まれているため特建であり、延べ面積300m ² であるため、「法6条」の「一号」条件に該当する。また、屋根は主要構造部(法2条第五号)であり、その過半の修繕は大規模の修繕(法2条第十四号)である。ゆえに、問題文の場合には、申請義務が生じるため、誤り。 <i>特建200m²超え、※木造に3層以上あるすぐニ号 →該当しない = 四号ではない。</i>	✗
02034	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	都市計画区域内における「木造、延べ面積150m ² 、高さ8m、平家建ての集会場の屋根の大規模の修繕」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の模様替の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、「一号～三号条件」のいずれにも該当しない。よって、主要構造部(法2条第五号)である屋根の過半の修繕(大規模の修繕)であっても、確認済証の交付を受ける必要はない。 <i>一號、二號、→四號。</i>	✗
27033	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	都市計画区域内における「木造、延べ面積300m ² 、高さ8m、平家建ての神社の屋根の大規模の修繕」は、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の修繕の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、「一号～三号条件」のいずれにも該当しない。よって、主要構造部(法2条第五号)である屋根の過半の修繕(大規模の修繕)であっても、申請義務は生じない。 <i>一號、二號、→四號。</i>	○
30033	確認申請	大規模の模様替	都市計画区域内における「鉄骨造、延べ面積200m ² 、平家建ての事務所の、屋根の過半の修繕」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の模様替の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は「法6条一号～三号条件」のうちのいずれにも該当せず、申請義務は生じないため、確認済証の交付を受ける必要がない。 <i>一號、二號、→四號。</i>	✗
02043	確認申請	計画の変更	建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの除く。)をして、当該建築物を建築しようとする場合において、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものは、あらためて確認済証の交付を受ける必要はない。 <i>当該</i>	「法6条1項」のカッコ書きに「計画の変更」について載っており、「確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更(省令で定める軽微な変更を除く。)を行う場合、あらためて、主事の確認を受けて、確認済証の交付を受けなければならない。」とわかる。「軽微な変更」については、「規則3条の2」に載っており、その「三号」より「建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更は、軽微な変更に該当する。」とわかる。よって、問題文の場合、あらためて、確認済証の交付を受ける必要はない。(この問題は、コード「17052」の類似問題です。) <i>高さが減少 → 周囲に与え影響は、小幅度。</i>	○
03041	確認申請	計画の変更	建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。)をして、当該建築物を建築しようとするときは、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものは、あらためて確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条」に「計画の変更」について載っており、「確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更(省令で定める軽微な変更を除く。)をして、法6条第一から三号条件に該当する建築物を建築する場合においては、あらためて、主事の確認を受けて、確認済証の交付を受けなければならない。」とわかる。また、「規則3条の2」に「計画の変更が除外される軽微な変更」について載っており、その「二号」より「敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更は、計画の変更から除外される(あらためて、確認済証の交付を受ける必要はない。)」とわかる。よって正しい。(この問題は、コード「19044」の類似問題です。)	○



08.「申請手続」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
18012	確認申請	建築基準関係規定	高圧ガス保安法第24条及び宅地造成等規制法第8条第1項並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。	「建築確認」とは建築工事に着工する前に、その建築計画が「建築基準関係規定」に適合しているかどうかの確認を受ける制度であり、「建築基準関係規定」には、建築基準法の他、都市計画法、消防法、駐車場法等の一部の規定が含まれる。「令9条」に「建築基準関係規定」について載っており、その「四号」及び、「九号」より、「高圧ガス保安法第24条及び宅地造成等規制法第8条第1項並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。」とわかる。問題文は正しい。 かこ付でキーワード検索。 「〇」の定番、確認するのに時間がかかる。 4種類は31く順番と重要。	○
02011	確認申請	建築基準関係規定	港湾法第40条第1項及び特定都市河川浸水被害対策法第10条の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。	「令9条」に「建築基準関係規定」について載っており、その「三号」及び、「十六号」より、「港湾法第40条第1項及び特定都市河川浸水被害対策法第10条並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。」とわかる。(この問題は、コード「24014」の類似問題です。)	○
04031	確認申請	増改築10m ² 緩和	防火地域内において、鉄骨造、延べ面積100m ² 、平家建ての事務所における床面積10m ² の増築」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、その「2項」より、「防火地域及び準防火地域以外において、建物を増改築・移転する場合で、その床面積が10m ² 以内であるときについては申請義務は生じない。」(通称:増改築・移転10m ² 緩和)とわかる。問題文の場合、「防火地域内」とあるため、「増改築・移転10m ² 緩和」は適用されず、申請義務が生じる。(この問題は、コード「18031」「24021」の類似問題です。) 準防火地域...意外と迷う。	○
25031	確認申請	新築	都市計画区域内における「鉄骨造、延べ面積10m ² 、高さ6m、平屋建ての倉庫の新築」は、確認済証の交付を受ける必要がない。	問題文の建物は、「法6条」の「一～三号」条件のいずれにも該当しないが、「四号」条件である「都市計画区域内における建築」に該当するため申請義務が生じる。 10m ² は2項は増築、改築、移転(新築合計)意外とスル(がち、取りかわる約!)	✗
29033	用語の定義	確認済証	防火地域内における、鉄骨造、延べ面積400m ² 、平家建ての、鉄道のプラットホームの上家の新築は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法2条第一号」より、問題文にある「鉄道のプラットホームの上家」は「建築基準法上の建築物に該当しない。」とわかる。ゆえに、申請義務は生じない。	✗
27032	確認申請	新築	都市計画区域内における「鉄骨造、延べ面積50m ² の屋外観覧場の新築」は、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「第一号から第四号までの条件に該当する建物を建築しようとする場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、都市計画区域内における新築であり、「四号」条件に該当するため、申請義務が生じる。 法2条第一号「建築物」	✗
30031	確認申請	新築	「都市計画区域内における鉄骨造、延べ面積100m ² の、屋外観覧場の新築」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「第一号から第四号までの条件に該当する建物を建築しようとする場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、都市計画区域内における新築であり、「四号」条件に該当するため、申請義務が生じる。	○
24023	法もくじ	適用の除外	防火地域内において、「れんが造、延べ面積600m ² 、地上2階建ての美術館で、文化財保護法の規定によって重要文化財として指定されたものの移転」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法3条第一号」より、「文化財保護法の規定によつて重要文化財として指定された建築物で、基準法の規定に適合しないものについて、基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は適用しない。」とわかる。よつて、問題文の「重要文化財として指定された美術館の移転」は、確認済証の交付を受ける必要がない。	✗
03213	確認申請	確認の特例	一級建築士の設計に係る木造、延べ面積120m ² 、高さ9m、地上2階建ての一戸建て住宅においては、建築物の建築に関する確認の特例により、建築基準法令の規定の一部が審査から除外される場合であつても、当該規定は遵守されなければならない。	「法6条の4」に「申請義務が生じる建物の特例措置」について載っており、その「三号」より「法6条1項四号(通称:四号物件)の建築について建築士が設計を行った場合、申請の一部が免除される。」とわかる。ここで注意すべきことは、あくまで規定の一部が審査から除外されるだけであり、審査の有無に係わらず法令(当該規定)は遵守されなければならない。(この問題は、コード「21301」の類似問題です。) →令10年。	○

08.「申請手続」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
20054	確認申請	中間検査	建築主は、階数が3以上である鉄筋コンクリート造の共同住宅の2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。	「法7条の3」より、「建築主は、階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の政令で定める工程を終えたときは、建築主事の検査を申請する。」とわかる。また「政令で定める工程」については、「令11条」に載っており、「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」とわかる。尚、「法7条の4」により「大臣等の指定を受けたもの(指定確認検査機関)による中間検査」がある場合は、主事の中間検査は行われない。問題文は正しい。 法7条の4とは 法7条の3といふ こと。	○
26044	確認申請	中間検査	建築主は、鉄筋コンクリート造、延べ面積500m ² 、地上4階建ての寄宿舎の新築の工事において、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程(特定行政庁が指定する工程はない)を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。	「法7条の3」より、「建築主は、階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の政令で定める工程を終えたときは、建築主事の検査を申請する。」とわかる。また「政令で定める工程」については、「令11条」に載っており、「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」とわかる。問題文には「寄宿舎」とあり、これに該当しないため申請の必要はない。 第二号 失点パターン ・実務経験ご二号検査 ・単に読み飛ばし。 ・類似特徴と勝手に判断	× 別モ
23044	確認申請	中間検査	特定工程を含む建築工事の場合、建築主は、当該特定工程に係る工事を終えたときは、建築主事又は指定確認検査機関による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、当該特定工程後の工事に係る工事を施工してはならない。	「法7条の3」に「中間検査」について載っており、その「6項」より、「特定行政庁が指定した特定工程後の工事に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。」とわかる。 ちなみにこの項は、 中間検査してるのは(その子検査) 完了検査では、検査不要	○
28041	確認申請	仮使用	木造、延べ面積400m ² 、地上2階建ての共同住宅を新築する場合においては、当該建築主は、検査済証の交付を受ける前においても、指定確認検査機関が安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたときは、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。	「法7条の6」より、「第6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築する場合、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用することができない。」とわかるが、「同条ただし書き」より、「(第一号)特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき、(第二号)建築主事又は指定確認検査機関が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして大臣が定める基準に適合していることを認めたときに該当する場合、建築主は、検査済証の交付を受ける前に、建築物の部分を使用することができる。」とわかる。 法6条-1号～3号。 ・新築する場合 ・増改築・移転・大規模修繕・模様替「避難施設等」	○
01041	確認申請	仮使用	鉄骨造、延べ面積1,000m ² 、地上3階建ての共同住宅を新築する場合においては、当該建築物の建築主は、検査済証の交付を受ける前においても、指定確認検査機関が安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたときは、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。	「法7条の6」より、「第6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築する場合、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用することができない。」とわかるが、「同条ただし書き」より、「(第一号)特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき、(第二号)建築主事又は指定確認検査機関が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして大臣が定める基準に適合していることを認めたときに該当する場合、建築主は、検査済証の交付を受ける前に、建築物の部分を使用することができる。」とわかる。 △	○ 完了検査の場合。
03043	確認申請	仮使用	鉄骨造、平家建ての診療所(患者の収容施設があるもの)で、その用途に供する部分の床面積の合計が200m ² のものを新築する場合においては、当該建築主は、検査済証の交付を受ける前であっても、当該建築物を使用することができる。	「法7条の6」より、「法6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替の工事で、避難施設等に関する工事を含むものをする場合、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用してはならない。」とわかる。問題文の建物は、「一号から三号」には該当しないため、検査済証の交付を受ける前であっても、建築物を使用することができる。 △ = 完了検査は必要。	○
04044	確認申請	仮使用	建築主は、鉄骨造、延べ面積500m ² 、地上3階建ての事務所を新築する場合において、完了検査の申請が建築主事により受理された日から7日を経過したときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用することができる。	「法7条の6第1項ただし書き及び同項第三号」より、「建築主は、完了検査の申請が建築主事により受理された日から7日を経過したときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用することができる。」とわかる。(この問題は、コード「23042」の類似問題です。) = (通常こんな事じやろか?) △ = 完了検査は必要。	○

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
24043	確認申請	安全上の措置	延べ面積4,500m ² の病院(5階以上の階における病院の用途に供する部分の床面積の合計が1,200m ² のもの)の大規模の修繕の工事で、避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、建築確認及び仮使用の承認に加え、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。	「法90条の3」に「安全上の措置等に関する計画の届出」について載つておる、「所定の特殊建築物で、政令で定めるものの新築工事又は避難施設等に関する工事の施工中に、その建物を使用する場合には、安全上等の措置に関する計画を作成し、行政庁に届け出なければならない。」とわかる。その「政令で定めるもの」については「令147条の2」の「二号」より、「病院の用途で5階以上の階における床面積の合計が1,500m ² を超えるもの」とわかる。問題文の場合、この部分の面積が「1,200m ² 」とあるため、「建築確認及び仮使用の承認」は必要となるが、「安全上の措置等に関する計画の届出」については必要ない。 ・仮使用(完了検査の前)とは別の規定。	x OK 記念申請届出
03042	確認申請	安全上の措置	延べ面積2,000m ² 、地上4階建ての病院の避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、仮使用の認定を受けるとともに、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。	「法90条の3」に「安全上の措置等に関する計画の届出」について載つておる、「所定の特殊建築物で、政令で定めるものの新築工事又は避難施設等に関する工事の施工中に、その建物を使用する場合には、安全上等の措置に関する計画を作成し、行政庁に届け出なければならない。」とわかる。その「政令で定めるもの」については「令147条の2」の「二号」より、「病院の用途で5階以上の階における床面積の合計が1,500m ² を超えるもの」とわかる。問題文の場合、「4階建」とあるため、「建築確認及び仮使用の認定」は必要となるが、「安全上の措置等に関する計画の届出」については必要ない。よって誤り。	x
04203	確認申請	安全上の措置	既存の地上5階建ての病院(5階における当該用途に供する部分の床面積の合計が1,600m ² のもの)に設けた非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事の施工中に、当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、あらかじめ、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。	「法90条の3」、「令147条の2第二号」より、「病院の用途で5階以上の階における床面積の合計が1,500m ² を超えるもので、新築工事又は避難施設等に関する工事の施工中に、その建物を使用する場合には、安全上等の措置に関する計画を作成し、行政庁に届け出なければならない。」とわかる。ただし「法7条の6」、「令13条の2」により、「非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事は、避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事に該当する。」とわかる。よって、「安全上の措置等に関する計画の届出」については必要ない。(この問題は、「30041」の類似問題です。) ここで確認申請は不要の工事	x
04201	確認申請	定期報告	地上3階建て、床面積の合計が1,500m ² の病院(国等の建築物を除く。)の所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。	「法12条」より、「①「令16条1項」で定める特殊建築物、及び、②「令16条1項」で定めるもの以外の特定建築物(「法6条1項第一号」の特殊建築物と「令16条2項(階数5以上で延べ面積1,000m ² を超える事務所等)」で定める建築物)で行政庁が指定するものの所有者等は、定期に、所定の建築士等に状況の調査をさせて、その結果を行政庁に報告しなければならない。」とわかる。問題文の建築物は「令16条第三号」に該当するため、定期報告義務が生じる。 ① 政令(全国レベル) ② 指定(地方レベル) ①と補完すべき	○
01042	確認申請	定期報告	延べ面積3,000m ² 、地上5階建ての事務所の用途に供する建築物(国等の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣から所定の資格者証の交付を受けた者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。	「法12条」より、「「令16条1項」で定める特殊建築物、及び、「令16条1項」で定めるもの以外の特定建築物(「法6条1項第一号」の特殊建築物と「令16条2項(階数5以上で延べ面積1,000m ² を超える事務所等)」で定める建築物)で行政庁が指定するものの所有者等は、定期に、所定の建築士等に状況の調査をさせて、その結果を行政庁に報告しなければならない。」とわかる。問題文の「延べ面積1,000m ² 、地上5階建ての事務所」は、「法6条1項第一号」の特殊建築物に該当しないが、「令16条2項」の建築物に該当する。よって、定期に、行政庁に報告しなければならない。(この問題は、コード「19043」の類似問題です。) 令14条の2→指定ルート	○
04041	定期報告	定期報告	定期報告を要する建築物の所有者と管理者が異なる場合においては、管理者が特定行政庁にその定期報告をしなければならない。	「法12条」に「定期報告」について載つており、「定期報告は所有者(所有者と管理者が異なる場合においては管理者)が行政庁に報告する。」とわかる。(この問題は、コード「22042」の類似問題です。)	○
02042	確認申請	定期報告	延べ面積150m ² 、地上3階建ての事務所に設けるエレベーター(国等の建築物に設けるものを除く。)の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。)は、当該エレベーターについて、定期に、一級建築士等に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。	「法12条」に「定期報告」について載つており、その「3項」より、「昇降機及び建築設備で、政令で定めるもの及び行政庁が指定するものの所有者は、定期に、一級建築士等の検査を受け、その結果を行政庁に報告しなければならない(=定期報告義務が生じる。)」とわかる。政令で定める昇降機は、「令16条3項第一号」に載つており、「令129条の3第1項各号に掲げる昇降機(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機)」とわかる(エレベーターは、建築物の用途・規模に関わらず、定期報告の対象となる)。よって正しい。	○ 法12条、 令16条、 機械と 見えよ。
22212	確認申請	報告	建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るものについて、建築物に関する確認及び検査の特例を受ける場合は、建築主は、設計者に対して、建築物の敷地、構造等に関する報告を求めることができない。	「法12条」に「報告、検査等」について載つており、その「5項」及び「同項一号」より、「特定行政庁、建築主又は建築監視員は、設計者に対して、建築物の敷地、構造等に関する報告を求めることができる。」とわかる。尚、法6条第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るものについて、建築物に関する「確認及び検査の特例(法6条の4、法7条の5)」との関連性はない。問題文は誤り。 → 3: 特別行政主事 → 設計者	x 試験中 説明NG → 設計者
27042	除却届	除却届	木造、一戸建て住宅の一部である床面積10m ² の部分を除却しようとする場合、当該除却の工事を施工する者は、その旨を都道府県知事に届け出る必要はない。	「法15条」に「除却届」について載つており、「建築物の除却の工事を施工する者(=工事施工者)が建築物の床面積10m ² を超える部分を除却しようとする場合には、工事施工者は建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。」とわかる。問題文には「10m ² 」とあるため、届け出る必要はない。	○ 受理ですか判断。